入 札 説 明 書

　御杖村役場庁舎LED改修工事設計業務に係る入札公告（以下「公告」という。）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。 入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ入札しなければなりません。この場合において当該入札説明書等に疑義がある場合は、公告４．（２）に掲げる方法により回答を求めることができます。

１　公告日 令和７年６月３０日（月）

２　競争入札に付する業務の内容

（１）業務の名称　　御杖村役場庁舎LED改修工事設計業務

（２）業務の仕様等　御杖村役場庁舎LED改修工事設計業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。

３　競争入札参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書（様式２－１）、契約履行実績報告書（様式２－２（以下「申請書等」という。）等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

（１）　提出部数　１部

（２）　郵送の場合における留意事項

　書留郵便または持参とし、公告に示す提出場所に、提出期限までに必着とします。 また封筒に「御杖村役場庁舎LED改修工事設計業務に係る入札参加資格確認申請書類」と朱書きしてください。

（３）　その他

ア　作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。

イ　提出された申請書等は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

ウ　提出された申請書等は返却しません。

４　入札参加資格確認結果の通知

（１）　入札参加資格確認申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を書面により通知します。

（２）　入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、通知日から起算して３日（土曜、日曜及び祝祭日を除く。）以内に、同通知書を３の書類の提出先に持参して説明を求めることができます。

５ 入札方法についての補足事項

（１）　入札書の作成

入札書は、様式３により作成してください。なお、入札書の作成日は、入札参加資格確認通知の日から入札日までの間の日を記入してください。

（２）　入札回数等

入札書は、様式３によることとし、２回を限度とします。なお、１回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再入札（２回目）を行う場合があります。

（３）　郵便による入札

ア　郵便による入札書の提出場所は、次のとおりとします。

　　　　　〒６３３－１３０２　奈良県宇陀郡御杖村菅野３６８番地　　御杖村　出納室

イ 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再入札（２回目）を行う場合がありますので、入札書は、初度（１回目）の入札に係る入札書と再入札（２回目）に係る入札書の郵便による差し出しを認めるものとします。

ウ　初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、 初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書（又は再度入札辞退を含む）を別々に封緘し、封書の表面に「御杖村役場庁舎LED改修工事設計業務に係る入札書（初度入札）」および「御杖村役場庁舎LED改修工事設計業務に係る入札書（再度入札）」（又は「再度入札辞退」（様式５））と各々朱書して、入札日の前日までに到着するようにしてください。

エ　再度入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。

オ　封書が初度又は再度の明記の区別なく２通郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が１通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした２以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不用となった場合は返送します。

６　落札者の決定方法等

1. 開札は、入札執行事務に関係のない職員が出席して行います。なお、入札に参加する者またはその代理人が立ち会っていただいても構いません。

（２）　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度（２回目の）入札を行う場合があります。なお、再度入札を辞退する場合は、再入札の封筒及び入札書に「再入札辞退」と記載してください。

（３）　落札者となるべき同価格の入札者が２人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。

（４）　落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、該当入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。

（５）　再度（２回目）の入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、２回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と随意契約を行う場合があります。

７　契約書作成の要否等

（１）　落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については落札者による負担とします。

（２）　落札者は、御杖村契約規則第１９条第１項の規定に基づき、落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。

８　その他

1. 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。
2. 入札結果は、入開札日の翌日から起算して２日以内に御杖村ホームページ掲載により公表します。

（３）　契約事業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。

（４）　契約事業者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはなりません。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではありません。

（５）　契約事業者は、本業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできません。